



宮 崎 県 公 報

平成21年5月1日 (金曜日) 号外 第 33 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

頁

人事委員会規則

○職員 の 任 用 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 …… 1

人事委員会規則

職員 の 任 用 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成21年5月1日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第12号

職員 の 任 用 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

職員 の 任 用 に 関 す る 規 則 (昭 和 45 年 宮 崎 県 人 事 委 員 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 の 欄 に 掲 げ る 規 定 に 下 線 で 示 す よう に 改 正 す る。

改正前			改正後		
(採用試験の種類等) 第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>准看護師採用試験</u> (7)～(15) [略]			(採用試験の種類等) 第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(5) [略] <u>(6)～(14)</u> [略]		
別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度			別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度		
採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度	採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
職員採用試験 (大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 (昭和22年法律第26号) <u>第55条</u> に規定する大学 (以下「大学」という。)卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]	[略]	職員採用試験 (大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 (昭和22年法律第26号) <u>第87条</u> に規定する大学 (以下「大学」という。)卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]	[略]
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 <u>第69条の2</u> に規定する短期大学 (以下「短期大学」という。)又は同法 <u>第70条の4</u> に規定する高等専門学校 (以下「高等専門学校」という。)卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]	[略]	職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 <u>第108条</u> に規定する短期大学 (以下「短期大学」という。)又は同法 <u>第117条</u> に規定する高等専門学校 (以下「高等専門学校」という。)卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]	[略]
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 <u>第46条</u> に規定する高等学校 (以下「高等学	[略]	職員採用試験 (高等学校卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級1級の職のうち、学校教育法 <u>第56条</u> に規定する高等学校 (以下「高等学	[略]

業程度)	校」という。)卒業程度の知識、 技術その他の能力を必要とする職 2 [略]	
[略]		
看護師採 用試験	[略]	
准看護師 採用試験	医療職(三)級別職務分類表の級1級 の職	高等学校卒 業程度
[略]		

業程度)	校」という。)卒業程度の知識、 技術その他の能力を必要とする職 2 [略]	
[略]		
看護師採 用試験	[略]	
[略]		

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1 項各号に掲 げる採用試 験	区分試験	区分試験の対象と なる職	試験種目	出 題 分 野
職員採用試 験(大学卒 業程度)	一般行政	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	政治学、行政学 、憲法、行政法 、民法、刑法、 労働法、経済学 、財政学、社会 政策、国際関係 、経営学、教育 学等
	心 理	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	社会福祉	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	電 気	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	機 械	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	土 木	[略]	専門試験 (記述式)	[略]
	建 築	[略]	専門試験 (多枝選 択式) 人物試験 人物調査 身体検査	[略] 建築設計製図
	化 学	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	農 業	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	農業土木	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	畜 産	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	林 業	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	水 産	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	蚕 糸	主として蚕糸に関 する知識、技術そ の他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職	蚕種学、育蚕学 、応用昆虫学、 蚕桑病理学、蚕 病学、栽桑学、 製糸原科学、製 糸学、絹糸物理 学、絹糸化学、 蚕糸経済学、養 蚕経営学等	
	管理栄養 士	[略]	教養試験 専門試験	教育概論、生活
	生活改良	主として生活改良	教養試験 専門試験	教育概論、生活

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1 項各号に掲 げる採用試 験	区分試験	区分試験の対象と なる職	試験種目	出 題 分 野
職員採用試 験(大学卒 業程度)	一般行政 警察事務	[略] 主として警察事務 に関する知識、技 術その他の能力を 必要とする業務に 従事することを職 務とする職	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	政治学、行政学 、憲法、行政法 、民法、刑法、 労働法、経済学 、財政学、社会 政策、国際関係 、経営学等
	心 理	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	社会福祉	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	電 気	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	機 械	[略]	専門試験 (多枝選 択式)	[略]
	土 木	[略]	専門論文 試験	[略]
	建 築	[略]	人物試験 人物調査 身体検査	[略]
	化 学	[略]		[略]
	農 業	[略]		[略]
	農業土木	[略]		[略]
	畜 産	[略]		[略]
	林 業	[略]		[略]
	水 産	[略]		[略]
	管理栄養 士	[略]		

		普及に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	専門試験 (多枝選択式) 専門試験 (記述式) 人物試験 人物調査 身体検査	(多枝選択式) 専門試験 (記述式))	経営、被服、食物・食品加工、住居、農村社会学、農村計画、健康管理・労働衛生、生活福祉、統計学・情報処理等
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	[略]	農 業 [略]	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 専門試験 (記述式))	専門試験 (多枝選択式) 専門試験 (記述式))	[略]
		保 育 士 [略]	身体検査		[略]
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	[略]	水 産 [略]	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選択式)	[略]
		蚕 糸 主として蚕糸に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			蚕児飼育、蚕種、蚕体生理解剖、蚕体病、製糸、桑樹病害、土壌肥料、蚕糸関係法規等
看護師採用試験	[略]	准看護師採用試験	准看護師 主として看護に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選択式) 解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護、母子看護等
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	[略]	農 業 [略]	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 専門試験 (記述式))	専門試験 (多枝選択式) 専門試験 (記述式))	[略]
		保 育 士 [略]	身体検査		[略]
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	[略]	水 産 [略]	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選択式)	[略]
		蚕 糸 主として蚕糸に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			蚕児飼育、蚕種、蚕体生理解剖、蚕体病、製糸、桑樹病害、土壌肥料、蚕糸関係法規等
看護師採用試験	[略]	准看護師採用試験	准看護師 主として看護に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 (多枝選択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選択式) 解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護、母子看護等

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1・2 [略]

3 「専門試験(記述式)」とは、専門的な知識、技術その他

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1・2 [略]

の能力についての記述式による筆記試験をいう。

4 [略]

5～10 [略]

別表第 3 第10条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受 験 資 格
[略]	
看護師採用試験	[略]
准看護師採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で准看護師の免許を現に有する者又は当該年度の3月31日までに免許を取得する見込みがある者
[略]	

3 [略]

4 「専門論文試験」とは、専門分野に応じた表現力、批判力、文章構成力、課題に対する知識その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

5～10 [略]

別表第 3 第10条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受 験 資 格
[略]	
看護師採用試験	[略]
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。